

大槌町郵便入札実施要綱を次のように定める。

令和2年7月29日

大槌町郵便入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大槌町が発注する建設工事等（以下「工事等」という。）について、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）を実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の実施対象)

第2条 町長は、競争入札を実施するにあたり、公告または通知により指定したものについて、郵便入札を実施するものとする。

(入札の公告等)

第3条 町長は、郵便入札により契約の相手方を決定しようとする場合、公告又は通知において、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 入札書及び指定した書類（以下「入札書等」という。）の郵送方法
- (2) 入札書等の到達期限
- (3) 入札書等の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 郵便入札の条件に反した入札を無効とする旨
- (6) 開札の日時及び場所
- (7) その他必要な事項

(縦覧について)

第4条 設計図書等縦覧資料について、一般競争入札についてはホームページへの掲載を行い、指名競争入札については、通知書と一緒に郵送するものとする。

(入札書等の送付方法)

第5条 一般競争入札に参加資格がある旨の通知を受け又は指名の通知を受け、郵便入札に参加しようとする者は、入札書等を、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、前条第2号に規定する期限までに大槌町に郵送しなければならない。当該期限までに到達しなかった場合は、郵便事故、その他いかなる理由であっても当該郵便入札を辞退したものとみなす。

2 工事の入札の場合は、工事費内訳書等の積算資料を入札書と同封し、提出しなければならない。

3 同条第1項、第2項の規定により入札書等を郵送する場合、郵便入札封筒記載例(別記様式第1号)を参照し、次に掲げる必要事項を表面に記載した封筒(以下「指定封筒」という。)を用いなければならない。

- (1) 工事等の名称
- (2) 商号又は名称、代表者名及び住所
- (3) 開札年月日
- (4) 入札書在中の旨(本項目は朱書きとする。)
- (5) 連絡先電話番号及びファクス番号

(入札回数)

第6条 入札回数は、1回とする。ただし、1回の入札で落札者が決まらなかった場合は、3回まで入札を行うことが出来るものとする。

(入札書の開札等)

第7条 第4条に規定する入札書等が到達したときは、開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができない。

3 入札書等到達後においても、開札までの間は、入札辞退を認めるものとし、辞退する場合には書面をもって町長へ申し出るものとする。

(入札の中止)

第8条 指名競争入札において、有効に到達した入札書等が2通に満たない場合は、当該郵便入札は中止する。

(入札の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした郵便入札
- (2) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした郵便入札
- (3) 記名押印を欠く郵便入札
- (4) 金額を訂正した郵便入札
- (5) 指定封筒及び入札書等の記載内容が不明瞭である郵便入札
- (6) 明らかに連合によると認められる郵便入札
- (7) 同一入札案件について同一人がした2通以上の郵便入札
- (8) 第4条各項に規定した方法以外で提出した郵便入札
- (9) 明らかに不適正と認められる郵便入札
- (10) その他入札に関する指定事項や条件に違反した郵便入札

(入札の立会い)

第10条 入札の執行にあたっては、事業担当課の課長が立ち会うものとする。また、企画財政課が事業担当課の場合については、総務課長が立ち会うものとする。ただし、事業担当課の課室長、総務課長が不在又は何らかの事情により立ち会うことが出来ない場合、課室長が予め指定する職員が立ち会うものとする。

(入札の公開)

第11条 一般競争入札及び指名競争入札による場合について、公開するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第12条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札参加者が2人以上あるときは、別途日時を定めて当該入札参加者において、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札結果の通知)

第13条 町長は、落札者を決定した場合は、落札者に対して郵便入札落札通知書(別記様式第2号)により、落札の旨を通知するものとする。

2 入札に参加した者について、郵便入札結果通知書(別記様式第3号)により、結果を通知するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。